広報
大網白里
石井　雙石　書
2009 平成21年 4月号 No.504
町ホームページ・携帯電話版アドレス
http://www.town.oamishirasato.chiba.jp/

ー主な内容ー

・２月定例町議会
町長事務報針……２・３
・平成21年度一般会計予算……４
・協働のまちづくり……５
・イベント情報……11
・まちの出来事……12

※問＝問合せ先 申＝申込み先

●発行／大網白里町　●編集／秘書広報課　●毎月1日発行　〒299-3292　千葉県山武郡大網白里町大網115番地2　総合案内電話　☎0475（70）0300（総務課）

定額給付金受給の手続きは郵送申請で口座振込

定額給付金は景気が後退する中、住民の皆さまへの生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的とした事業です。本町での定額給付金受給の手続きは、原則として郵送申請で口座振込となります。

国の経済対策として、定額給付金を交付するために必要な法律案が３月４日に国会で可決、成立しました。本町での定額給付金受給の手続きは、原則として郵送申請で口座振込となりますので、役場窓口での手続きは必要ありません。

なお、口座をお持ちでないなど特別な理由により郵送申請による口座振込に支障がある方は、ご相談ください。

申請受付期間

平成21年４月13日(月)～10月13日(火)

給付対象者

原則として、平成21年２月１日に次のいずれかに該当する方が、本町での給付対象者となります。

①本町の住民基本台帳に記録されている方

②２月１日現在の国内在住者で、各市町村の住民基本台帳に記録されていない方のうち、２月２日以降に初めて当町に記録された方

※２月１日に他市町村の住民基本台帳に記録されている方は該当市町村にお問合せを。

③外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者・短期滞在者を除く）

申請・受給者と給付額

定額給付金の申請を行い、給付を受けるのは、原則として２月１日現在での世帯主となります。給付額は次のとおりです。

①65歳以上（昭和19年２月２日以前生）、18歳以下（平成２年２月２日以降生）の方
⇒１人当たり２万円

②そのほかの方
⇒１人当たり１万２千円

世帯主が亡くなられた場合

２月１日以降に世帯主が亡くなられた場合は、新たに当該世帯の世帯主となった方が申請を行うこととなります。また、世帯の分離を行った場合等これによりがたい場合は、２月１日現在に当該世帯の世帯構成者だった方のうちから選ばれた方が、申請を行うこととなります。

代理による申請

世帯主に代わって申請等が行えるのは、次のいずれかの方となります。

①その世帯主の方と同じ世帯の世帯構成者

②２月１日現在で世帯主の方と同一の場所を居住地とし、かつ生計をともにされていた外国人の方

③世帯主の法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人・代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）の方

申・問総務課行政班 ☎(72)1760

受給までの流れ

1. 役場から世帯主あてに申請書が郵送されます。４月10日ごろにお手元に届く予定です。
2. 申請書に世帯主名（代理申請可）、振込希望口座番号と口座名義（フリガナ）等を記入（※）し、返信用封筒で返送してください。
3. 返送された申請書類等を確認後、振込予定日を記した決定通知を郵送します。
4. 指定の口座に振り込まれます。申請されてから１カ月前後かかる見込みです。

※通帳（キャッシュカード）のコピーは、記入ミスなどによる振込エラーを避けるため、返信用封筒に同封されることをおすすめします。

※本人確認書類のコピーは、世帯主本人が申請し、本人またはその世帯構成者の口座以外の口座へ振り込む場合と、代理人が申請し、世帯主本人の口座以外の口座へ振り込む場合に必要です。その場合、世帯主と口座名義人の運転免許証・健康保険証などのコピーを返信用封筒に同封してください。

気をつけて!!

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

申請内容等に不明な点があった場合は、町から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町総務課または最寄りの警察にご連絡ください。

子育て応援特別手当の申請を受付

幼児教育期のお子さんを養育している多子世帯に、子育て応援特別手当を支給します。これは、厳しい経済情勢の中、多子世帯の子育て負担に配慮するため、平成20年度の緊急措置として実施するものです。

手当てを受給するためには、必ず申請が必要です。

該当者には書類を送付しますので、同封の返信用封筒で提出してください。

▼対象＝次の要件をすべてを満たす世帯

①平成21年２月１日現在、町に住所を有する

②平成２年４月２日から平成17年４月１日生まれのお子さんが２人以上いる

③第２子以降のお子さんが平成14年４月２日から平成17年４月１日生まれである

▼支給額＝③に該当するお子さん一人につき３万６千円

※口座振込による支給

▼申請期限＝９月25日(金)

申・問社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

妊婦健診の公費負担が5回から14回に

妊婦健診の公費負担が５回から14回に増えました。すでに受診票を交付されている方に追加の受診票を交付します。

▼対象＝平成21年３月31日までに妊婦一般健康診査受診票（別冊１または転入者用妊婦一般健康診査受診票）の交付を受け、４月以降妊婦健康診査を受ける予定の町に住民登録がある妊婦

▼持ち物＝母子手帳、妊婦一般健康診査受診票（別冊１または転入者用妊婦一般健康診査受診票）、はがきまたは引換券

▼受取日時＝(土)(日)祝祭日を除く８時30分～17時15分

▼受取場所＝町保健センター健康介護課窓口

問健康介護課健康指導班 ☎(72)8321

人口と世帯　３月１日現在（前月比）●人口／50,420（－12）●男／24,927（－16）●女／25,493（＋４）●世帯数／18,991（＋13）